

福島県教育委員会平成28年2月臨時会会議抄録

1 日 時	平成28年2月26日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	蜂須賀委員長、1番 高橋委員、2番 小野委員、3番 佐藤委員、4番 浅川委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から2月臨時会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、高橋委員、小野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	<p>委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。</p> <p>教育長から提出議案について次のとおり概要説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号及び議案第2号は、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例について、教育長臨時代理により処理したことの承認を求めるもの。</p> <p>議案第3号は、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正しようとするもの。</p> <p>議案第4号は、指導不適切教諭等に対する措置について諮るもの。</p> <p>議案第5号は、平成28年度教育庁及び教育機関の主要職員(教員系)の人事について諮るもの。</p>

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p> <p>(7) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>議 案 第 2 号</p>	<p>議案第6号及び議案第7号は、平成28年度市町村公立小・中・特別支援学校の校長及び教頭の人事について諮るもの。</p> <p>議案第8号及び議案第9号は、平成28年度県立学校の校長及び教頭の人事について諮るもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第4号以降の議案について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第1号）及び福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例（議案第2号）に係る教育長臨時代理による処理の承認について、職員課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>佐藤委員：1級から4級までの職務の級は、どのような区分なのか。また、号給は1号給から165号給までと細分化されているが、どのような形で昇給していくのかということと、これだけ細分化している理由を教えてください。</p> <p>職員課長：職務の級については、4級は校長、3級は教頭、2級は教諭、栄養教諭、養護教諭に適用されるものである。1級については、一部、任用の期限の定めのない者もいるが、講師や助教諭等の臨時的任用職員の多くに適用されるものである。また、それぞれの職務の級において号給が設けられており、最も多いところでは、2級において1号給から165号給までとなっている。平成18年の改正前までは、4月、7月、10月、1月と年に4回の昇給期があったのだが、改正により、年に1回だ</p>
---	---

<p>議案第 3 号</p>	<p>けとなった。改正前の 1 号給が 4 号給に細分化されたため、これだけ多くなったものであるが、通常の職員だと定期の昇給では 4 号給上がるようになっていいる。また、その他に特別昇給というものもあり、さらに 4 号給加えた形での昇給となる職員もいる。</p> <p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第 3 号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>委員長が、平成 28 年 2 月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(9) 議案審議 議案第 4 号</p>	<p>指導不適切教諭等に対する措置について（議案第 4 号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>議案第 5 号 ～ 議案第 9 号</p>	<p>平成 28 年度教育庁及び教育機関の主要職員（教員系）の人事（議案第 5 号）について職員課長より、平成 28 年度市町村公立小・中・特別支援学校長の人事（議案第 6 号）及び平成 28 年度市町村公立小・中・特別支援学校教頭の人事（議案第 7 号）について義務教育課長より、平成 28 年度県立学校長の人事（議案第 8 号）及び平成 28 年度県立学校教頭の人事（議案第 9 号）について高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
<p>(10) 次回の日程</p>	<p>平成 28 年 3 月 22 日（火）午後 3 時 30 分に定例会を開会することが確認された。</p>
<p>(11) 閉会</p>	<p>午後 2 時 1 分閉会となった。</p>